

航空機リースに投資する課税関係1（法人編）

税理士 高山 政信

〔事例〕

航空機のレバレッジドリースに投資する者に対して、民法組合等を通じて投資する場合について平成17年度に税制改正されたようだが、法人形態で投資する場合に具体的にどのようになったのか。

〔ポイント〕

平成17年度税制改正において民法組合等を通じて投資する場合について改正されており、特に、航空機のレバレッジドリースを直接の対象としたものではないが、それとの関連を中心に、次の項目に分けて検討する。

なお、個人の課税関係は次回に取り扱う予定である。

- 1 航空機のレバレッジドリースの概要
- 2 改正前の課税関係
- 3 改正後の課税関係

〔検討〕

1 航空機のレバレッジドリースの概要

航空機を媒体としたレバレッジドリースである。

レバレッジドリースとは、リースが持っている税務効果をその組成の3要素に沿ってレッシ

ー（借り手。通常、航空会社）、レッサー（リースの貸し手。レッサーに対する出資者や投資家を含む。）及びレンダー（金融の貸し手）の三つの役割を分担するメンバーによって、最大化するように組成したリースをいう。

税務メリットは、リースでの使用期間が法定の償却期間より長く、初期に償却費等の費用がリース料収入より多く、その期間損益が逆転するまで、利益及び納税の繰延べができる赤字が先行する点にある。

2 改正前の課税関係

わが国で組成されるレバレッジドリースの投資形態は、主として民法上の任意組合形態か商法上の匿名組合形態が多い。

法人がそれぞれの投資形態を利用する場合、任意組合及び匿名組合の場合とも、基本的にはバス・スルー課税されることとされ、レバレッジ（てこ）の利用により、投資期間の当初においては投資金額以上の損失を損金に算入することができていた（法基通14-1-1～3）。

3 改正後の課税関係

(1) 課税関係の概要

民法組合、匿名組合等の特定組合員に該当する法人組合員の組合損失について、平成17年度税制改正により、次のとおりとなった。

イ 組合債務の弁済の責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等には、その組合損失額のうち調整出資金額を超える部分の金額は、当期の所得金額の計算上、損金の額に算入されないこととなった。

ロ 組合事業に係る損失補てん等契約が締結されていること等により、実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その組合損失額の全額を損金の額に算入しないこととされた。

なお、この改正は、平成17年4月1日以後に締結される組合契約及び平成17年4月1日以後に組合員の地位の承継を受ける場合のその組合契約について適用される。ただし、平成19年4月1日前に締結される航空運送事業の用に供する航空機の賃貸に係るものは除かれる。

(2) 特定組合員の範囲

特定組合員とは、組合契約（任意組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約及び外国におけるこれらに類する組合契約をいう。）に係る組合員のうち、次に掲げる組合員以外の組合員をいう（法人：措法67の12①、措令39の31②）。

イ 組合事業に係る重要財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務（以下「重要業務」という。）の執行の決定に関与し、かつ、当該重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分（以下「重要執行部分」という。）を自ら執行する組合員（既に行われた重要業務の執行の決定に関与せず、又はその重要業務のうち重要執行部分を自ら執行しなかった組合員は除かれる。）

ロ その組合員（業務執行の委任をしている場合にあっては業務執行組合員、投資事業有限責任組合契約にあっては無限責任組合員をいい、

匿名組合員は除かれる。）のすべてが組合契約の効力発生時から直前の組合計算期間終了の時まで組合事業と同種の事業（当該組合事業は除かれる。）を主要な事業として営んでいる場合におけるこれらの組合員

なお、有限責任事業組合（日本版L.P.）に投資する法人については、別途規定されている（措法67の13）。

(3) 組合債務の弁済の責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等

次のイ及びロの場合を規定しており、どのような場合に組合債務の弁済の責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等に該当するかについて、措置法施行規則（措規22の18の2）において、具体的な基準を詳細に規定している。

イ 組合事業について相応のリスクを負っていないと認められる場合（組合債務の弁済の責任限度が実質的に組合財産とされている場合等の範囲）（措令39の31③）

次に掲げる場合とされている。

イ 組合債務額のうちに占める責任限定特約債務の額の割合、組合事業の形態、組合債務の弁済に関する契約の内容等からみて、組合債務を弁済する責任が実質的に組合財産に限定され、又はその価額が限度とされていると認められる場合

この場合、組合債務額のうちに占める責任限定特約債務額の割合が概ね80%以上であるときは、(イ)に該当するものとされている（措規22の18の2①）。

なお、責任限定特約債務とは、組合債務のいずれかにつきその弁済の責任が、特定の組合財産に限定されている場合、組合財産の価額が限度とされている場合その他これに類する場合に

における当該債務をいう。

(ロ) 組合事業について損失補てん等契約が締結され、かつ、損失補てん等契約が履行される場合には、組合事業による累積損失額が概ね出資金合計額以下の金額となり、又は累積損失額がなくなると見込まれるとき

なお、損失補てん等契約が履行される場合に、組合事業による累積損失額が出資金合計額の概ね120%以下となると見込まれるときは、(ロ)に該当するものとされている（措規22の18の2②）。

(ハ) 組合員が組合債務を直接に負担するものでない場合

(二) その組合員に係る組合契約又は損益分配割合の内容、その組合員に帰せられる組合債務（組合員持分担保債務を含む。）の額のうちに占めるその組合員に帰せられる責任限定特約債務の額の割合、組合事業の形態、その組合員に帰せられる組合財産の種類、組合債務の弁済に関する契約の内容等からみて、その組合員が組合債務を弁済する責任が実質的にその組合員に帰せられる組合財産に限定され、又はその価額が限度とされていると認められる場合

この場合、上記の組合債務額のうちに占める責任限定特約債務額の割合が概ね80%以上であるときは、その組合員については、この(二)に該当するものとされている（措規22の18の2③）。

なお、組合員持分担保債務とは、組合契約に基づく出資を履行するために組合財産に対する自己の持分その他組合員が有することとなる権利を担保として行った借り入れに係る債務をいう。

(ホ) その組合員につき組合事業に係る損失補てん等契約が締結され、損失補てん等契約が履行される場合には、その組合員の組合員累積

損失額が概ねその組合員の出資金額（組合員持分担保債務額を除く。）以下の金額となり、又は組合員累積損失額がなくなると見込まれるとき

組合員に係る損失補てん等契約が履行される場合に、組合員累積損失額が出資金額の概ね120%以下となると見込まれるときは、この(ホ)に該当するものとされている（措規22の18の2④）。

(イ) 上記の(イ)から(ホ)に準ずる場合

ロ 実質的に欠損となないと見込まれる場合（組合事業に係る損失補てん等契約が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合）（措令39の31⑦）

(4) 組合損失額及び組合利益額の計算方法

イ 組合損失額

組合損金額が組合益金額を超える場合のその超える部分の金額をいう。

組合損金額は、当期の損金算入額のうち組合事業に帰せられる部分の金額をいうが、欠損金の繰越控除制度等による損金算入額は除かれる（措令39の31④）。

ロ 組合利益額

組合益金額が組合損金額を超える場合のその超える部分の金額をいう（措令39の31⑨）。

(5) 調整出資金額

調整出資金額とは、組合事業に係る次のイ及びロの合計額からハの金額を減算した金額とされている（措令39の31⑤）。

イ 直近の組合損益計算期間終了の時までに出資をした金銭の額及び金銭以外の資産（以下「現物資産」という。）の価額の合計額（次の(イ)及び(ロ)の金額の合計額）

ただし、組合員持分担保債務額は控除し、負

債も併せて出資している場合にはその負債の額を減算した金額をいう。

- (イ) 現物資産の価額に他の組合員の合計持分割合を乗じて計算した金額
- (ロ) 当該法人の出資直前の現物資産の帳簿価額に自己の持分割合を乗じて計算した金額
 - 口 当該事業年度前の各事業年度における利益積立金額のうち組合事業に帰せられる金額の合計額

ハ 直近の組合損益計算期間終了の時までに分配等を受けた金銭の額及び現物資産の価額(次の(イ)及び(ロ)の金額の合計額)の合計額

ただし、分配等からは組合員持分担保債務に相当する返戻しは除き、負債も併せて分配等を受けた場合には、その負債の額を減算した金額をいう。

- (イ) 現物資産の価額に分配等の直前の他の組合員の合計持分割合を乗じて計算した金額
- (ロ) 現物資産の当該法人における分配等の直前の帳簿価額

(6) 組合損失超過合計額の損金算入

組合損失額のうち調整出資金額を超える部分の金額又はその全額に相当する金額(組合損失超過額という。)が損金不算入とされるが、その後、その組合事業に係る組合利益額が生じた場合には、過年度の組合損失超過額を合計した金額(確定申告書を連続して提出していることが要件となる。)は、組合利益額を限度として損金算入することとされている(措法67の12②)。個人については、組合損失超過額を翌年以降に必要経費に算入する規定はない。

なお、過年度の組合損失超過額のうち、組合損益計算期間において生じた組合利益額と相殺できなかった部分の金額については、組合契約の終了、組合員の地位の譲渡等により損金に算

入されることになる。

(7) 申告要件等

各事業年度終了の時において特定組合員に該当する法人は、確定申告書に、組合損失額又は組合利益額、組合損失超過額、組合損失超過合計額及び調整出資金額の計算に関する明細書を添付しなければならないこととされている(措令39の31⑯)。

また、組合損失超過合計額の損金算入の規定を適用する場合には、その損金算入に関する明細書の提出も必要とされている(措令39の31⑯)。

4まとめ

今回の改正により実質的に投資額を超えて損金に算入されることはなくなったが、それを超える部分の損失額は、契約期間の終了又は組合員の地位の譲渡等により損金に算入されるため、損金の算入時期が繰り延べられることとなり、改正前に比べると、税務上の効果はかなり減殺されたものといえよう。